

第23回 五霞町高齢者福祉大会の開催

(健康福祉課)

第23回五霞町高齢者福祉大会を次のとおり開催します。

○開催日時

9月16日(日) 午前9時開会

(受付 午前8時20分)

(午前11時 終了予定)

○場所 中央公民館 講堂

○表彰者予定(8月1日現在)

・最高長寿者 男女各1名

・百歳到達者 5名

・米寿到達者 50名

・傘寿到達者 55名

・長寿特別賞 3名

また、金婚を迎えられる方の表彰も併せて行います。

○アトラクション

・出演者 太陽 昇

午前10時開演予定

○その他

終了後、引き続き「第20回健康福祉まつり」を開催します。多数のご来場をお待ちしています。

○交通手段について

大会当日は、送迎バスを用意しています。バス運行予定表(回覧に添付)を参照のうえ、ご利用ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G
☎(84)0006 (直通)

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

(町民税務課)

マイナンバーカードを簡単に申請しませんか。職員が申請次の日程でお手伝いします。

○日時 9月28日(金)

午前9時〜正午

○場所 役場1階 小会議室

○対象 町に住所を有する方

○必要書類

次の書類3点を持参ください。
・通知カード
・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(通知カードの下部分)

※右記書類が無い場合は、認め印をお持ちいただき、別途書類を書いていただきます。
・本人確認書類
※運転免許証、パスポートなど写真付き公的身分証明書が必要になります。

※写真付き公的身分証明書がない方は、健康保険証、年金手帳など身分証明書2点が必要になります。

○顔写真の撮影

申請に必要な顔写真は、職員がタブレットで当日撮影します。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

農地の適正利用が困難な場合は貸し借り(利用集積)制度を利用してください

(産業課)

農地を遊休化し、荒廃させると年数を経るごとに農地性を失い、復旧させるためには、多大な投資と労力が掛かります。

高齢や勤め等の理由で耕作ができない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸すことにより、農地の保全と有効利用が図れるようになります。

手続きは、農地を貸す人、借りる人の合意のうえ、農用地利用集積計画申出書を作成し、農業委員会承認されることで法的に貸し借りが認められます。

また、貸借の契約期間は原則、3年、6年、10年としており、契約期間が満了すると、自動的に貸借権が消滅しますので、ご安心ください。

貸借期間中でも当事者の合意があれば、いつでも解約することができます。

農地利用集積の推進期間は9月3日(月)から10月12日(金)までとされていますので、希望される方は、お申し出ください。

○貸し手のメリット

・手続きに大きな負担はありません。
・貸した農地は期間がくれば必ず返してもらえます。

・貸し借りを継続したいときは再度、設定が可能です。

○借り手のメリット

・経営規模の拡大と集積による経費削減が見込めます。
・更新時期には、農業委員会を通して継続の意思確認を行います。

農地中間管理事業「つらね」貸借制度

茨城県農地中間管理機構が事業主体となる本制度では、農地の貸し借りが一定の要件を満たす場合、土地所有者に対して協力が支払われます。

○一定要件の例

・貸付希望者が経営する全ての農地を当事業により貸し付けること

・貸し付ける農地は荒廃化しておらず、農業機械の通行が可能な概ね2.5mの幅員のある公道に接していること

・貸付期間は、10年以上とすること

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)